平成17年(行ケ)第10118号 審決取消(特許)請求事件 (旧事件番号 東京高裁平成16年(行ケ)第526号) 口頭弁論終結日 平成17年9月15日

決

サミー株式会社 訴訟代理人弁理士 米 Ш 淑 幸 同 竹 Ш 宏 明 島 広 規 同 特許庁長官 中 被 誠 I豊千泰 鉄二 郎 指定代理人 久史彰 宮橋· 同 一高高 同 木 同 伊 藤 男 同 文

- 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2004-13948号事件について平成16年10月13日 にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が特許出願をしたところ特許庁から拒絶査定を受けたためこれを不服として拒絶査定不服審判を請求したが、同庁から審判請求不成立の審決を受けたため、その取消しを求めた事案である。

第3 当事者の主張

1 請求原因

(1) 特許庁における手続の経緯

原告は、平成5年8月10日に出願した特願平5-198127号の一部を分割して、平成12年9月8日、発明の名称を「スロットマシン」とする特許出願(甲7。以下「本件特許出願」という。)をしたが、平成16年5月28日(起案日)に特許庁から拒絶査定を受けたので、平成16年7月5日、これに対する不服審判を請求し、特許庁は、この請求を不服2004-13948号事件として審理したが、その手続の中で原告は、平成16年7月26日付け手続補正書(甲8)による補正(以下「本件補正」という。)をした。しかし特許庁は、平成16年10月13日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は平成16年10月28日原告に送達された。

(2) 発明の内容

ア 本件補正(甲8)により補正された明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲は、下記のとおりである。

【請求項1】外周に複数種類の図柄の表示された複数の回転リールと, 各回転リールの回転を個別に停止させるためのストップ信号を出力させるストップスイッチと,

前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段と、を備えたスロットマシンにおいて、

上記リール駆動制御手段は.

ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、その操作タイミングが所定の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御し、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミングが許容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させるように各回転リールを停止制御し、

上記スロットマシンは、

上記リール駆動制御手段の停止制御により出現する特定種類の停止図柄の組み合わせを予め記憶したリーチ目記憶手段と,

上記リール駆動制御手段からのリール位置情報に基づいて判別した、停

止制御の結果によって出現した停止図柄の組み合わせが前記リーチ目記憶手段に記 憶された特定種類の停止図柄の組み合わせと一致したことを条件に,リーチ目出現 信号を出力するリーチ目判定手段と、

前記リーチ目判定手段からのリーチ目出現信号にもとづいて、遊技者に リーチ目が出現したことを報知するリーチ目報知手段と.

を備え.

前記特定種類の図柄の組み合わせには、一つの回転リールを除く他の回 転リールの図柄は、いずれの種類の図柄であってもよい特殊な図柄の組み合わせを 含むことを特徴とするスロットマシン。

【請求項2】リーチ目報知手段は,ボーナスフラグの発生の如何にかかわ らず、遊技者にリーチ目が出現したことを報知することを特徴とする請求項1記載 のスロットマシン。

(3) 審決の内容

審決の詳細は,別添審決写し記載のとおりである。

その要旨とするところは、本件特許出願の特許請求の範囲の【請求項 1】に記載された発明(以下「本願発明」という。)は、後記イの引用例1(甲 1) に記載された下記引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をする ことができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることが できないとしたものである。

記

・引用発明

「3つの回転リールと、該回転リールに対応した3つのストップスイッチ を有するスロットマシンにおいて、ビッグボーナスが入ると「MUSASHI」が 揃うリーチ目が、レギュラーボーナスが入ると「単チェリー」のリーチ目が出やす くなり、前記「単チェリー」のリーチ目は、左列のチェリーの図柄を除く他の列の 図柄は任意の図柄であるスロットマシン。」

審決の引用した引用例及び周知例

- (ア)引用例1:平成3年(1991年)12月25日株式会社綜合図書発行 「パチスロ必勝本漫画ローレンス12月号増刊」100頁の上段9ムサシの説明及 び下段スーパーセブンの説明(甲1) (イ)引用例2:特開平3-114482号公報(甲2)
- (ウ)引用例3:実願平2-81073号(実開平3-29178号)のマイ クロフィルム (甲3)
 - (I) 引用例 4: 特開平 3 7 5 0 7 8 号公報 (甲 4)
- (オ)周知例1:平成2年(1990年)12月21日株式会社双葉社発行 「パチスロ攻略マガジンNO. 1 パチンコ攻略マガジン増刊 1 2 月 2 1 日号」 1 4頁~26頁中の18頁~19頁の各種リーチ目によるボーナスフラッグ判断方法 に関する点、及び23頁~25頁の「比較4」(甲5) (か)周知例2:平成3年(1991年)3月1日白夜書房発行「パチスロ必
- 勝ガイド3」第2巻第2号(通巻第4号)59頁~64頁中の特に61頁中段左の 「スベリとは一体、なんですか!?」、及び同頁下段の「目押しは何故必要なの か?全ては損得が基準である!」(甲6)
 - 本願発明と引用発明との一致点及び相違点

なお、審決は、本願発明と引用発明とを対比し、その一致点と相違点 を, 下記のように摘示している。 記

<一致点>

「外周に複数種類の図柄の表示された複数の回転リールと、各回転リー ルの回転を個別に停止させるためのストップ信号を出力させるストップスイッチ と、前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転 を停止させるリール駆動制御手段と、を備えたスロットマシンにおいて、上記リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図様を発生されているにもかかわらず、ボーナス図様を発生されているにもかかわらず、ボーナス図様を発生されているにもかかわら ず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類 の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御し、前記特 定種類の図柄の組み合わせには、一つの回転リールを除く他の回転リールの図柄 は、いずれの種類の図柄であってもよい特殊な図柄の組み合わせを含むスロットマ シン」である点。

<相違点1>

「ボーナスフラグが発生した状態における各回転リールの停止制御が, 本願発明では,ストップスイッチの操作タイミングが所定の許容範囲にある場合 に,ボーナス図柄を出現させ,該許容範囲を越えている場合に,特定種類の図柄の 組み合わせを出現させているのに対し、引用発明では、そのような構成が明らかで ない点」。

<相違点2>

「本願発明は、リール駆動制御手段の停止制御により出現する特定種類 の停止図柄の組み合わせを予め記憶したリーチ目記憶手段と、前記リール駆動制御 手段からのリール位置情報に基づいて判別した、停止制御の結果によって出現した 停止図柄の組み合わせが前記リーチ目記憶手段に記憶された特定種類の停止図柄の 組み合わせと一致したことを条件に、リーチ目出現信号を出力するリーチ目判定手 段と、前記リーチ目判定手段からのリーチ目出現信号にもとづいて、遊技者にリー チ目が出現したことを報知するリーチ目報知手段とを備えているのに対し、引用発 明は、これらの構成を備えていない点」。

(4) 審決の取消事由

しかしながら、審決は、以下に述べる理由により、違法として取り消され るべきである。

取消事由1 (一致点の認定の誤り)

(7) 審決は, 「引用発明の「3つの回転リールと,該回転リールに対応し た3つのストップスイッチを有するスロットマシン」は、・・・本願発明の「外周 に複数種類の図柄の表示された複数の回転リールと、各回転リールの回転を個別に 停止させるためのストップ信号を出力させるストップスイッチと、前記ストップス イッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転を停止させるリール 駆動制御手段と、を備えたスロットマシン」に相当する」(審決5頁下第2段 「引用発明の「ビッグボーナスが入ると「MUSASHI」が揃うリーチ目 レギュラーボーナスが入ると「単チェリー」のリーチ目が出やすく」なること 本願発明の「リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナス フラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、その操作タイミングが所定 の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制 御し、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミングが 許容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとし 特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させるように各回転リールを停止制 御」することとは、「リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボ ナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発 生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御」することで共通する」(審決5頁最終段落~6頁第1段落)、「本願発明と引用発明の両者は「外周に複数種類の図柄の表示された複数の回転り ールと,各回転リールの回転を個別に停止させるためのストップ信号を出力させる ストップスイッチと、前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、 回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段と、を備えたスロットマシンに 回転り一ルの回転を停止させるり一ル配動制御子段と、を備えたスロットマランにおいて、上記リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止して、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停 止制御し、前記特定種類の図柄の組み合わせには、一つの回転リールを除く他の回 転リールの図柄は、いずれの種類の図柄であってもよい特殊な図柄の組み合わせを 含むスロットマシン」である点で一致」(審決6頁第3段落)すると認定した。 (イ) しかし、引用例1は、雑誌の製品紹介にすぎず、CPU(コンピュ-タの中央処理装置。以下「CPU」という。)の内部的な処理が記載されていない。すなわち、引用発明には、ストップスイッチの操作と「MUSASHI」がそろったり、あるいは「単チェリー」が出ることとの間の関連性が全く記載されていない。また、仮にストップスイッチの操作に関連して、「MUSASHI」がそろ ったり、あるいは「単チェリー」が出ると仮定しても、 「MUSASHI」や「単 チェリー」は小役であるので、当該小役が抽選の結果、当選していることが前提と

なる。このため、小役の当選時には、当該小役である「MUSASHI」や「単チ ェリー」の図柄の引き込み、すなわち当該回転リールの停止制御が行われているも

のと予測することも可能ではあるが、当該予測は引用例1の記載そのものではな い。このため、引用発明には、本願発明の「リール駆動制御手段」に相当する構成 が記載されているということはできない。

また、引用発明では、「MUSASHI」や「単チェリー」が出やす くなることが、「ボーナスブラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミングが許容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組合せ として、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させるように回転リールを停止制 御」した結果によって実現されたものであることは全く記載されていない。さらに、引用発明には、本願発明の「前記ストップスイッチからのストップ信号にもと づいて、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段」及び「上記リール 駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態で ストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわら , ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類 の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御し」の構成 については記載されていない。

取消事由2 (相違点の看過) 本願発明は、引用発明とは、審決の認定した相違点1,20ほか、相違 点3として「本願発明は、「前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづい て、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段と」を備え、「上記リー ル駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわら ず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御し」ている のに対し、引用発明では、そのような構成が明らかでない点」においても相違す る。

しかし、審決には、上記相違点3を看過した誤りがある。

取消事由3 (本願発明の進歩性の判断の誤り)

(7) 周知技術の認定の誤り

審決は、周知例 1, 2 (甲 5, 6)等に、「ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、その操作タイミングが所定の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御し、該ボーナ スプラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミングが許容範囲を越 え、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、ボーナス 図柄以外の特定種類の停止図柄の組み合わせ(リーチ目)を出現させ得るように各 回転リールを停止制御すること」(審決7頁第2段落)が記載され、これらは周知 技術であると認定した。

しかし、周知例 1、2は、引用例 1 (甲1) と同様に雑誌の製品紹介にすぎず、CPUの内部的な処理が記載されていない。また、審決は、周知例 1 (甲5) 等に、「小役とはならないボーナス図柄を構成する「7」の図柄と「7」の代役図柄との組み合わせによってリーチ目 を構成すること」(審決7頁第3段落)が記載され、これは周知技術であると認定 この認定も誤りである。 したが,

(イ) 相違点1についての判断の誤り

審決は、相違点1に係る構成について、周知技術であると認定した上、その進歩性を否定したが、上記(7)で述べたとおり、相違点1に係る構成は周知 技術でないから、審決の相違点1についての判断は誤りである。

また、引用発明に、周知例1、2(甲5,6)に記載の技術的事項を 適用することには阻害要因がある。引用発明の「MUSASHI」や「単チェリ 一」は、小役であるので、「MUSASHI」や「単チェリー」を出すためには、 当該小役に当選していることが必要であるため、引用発明では、ボーナスフラグが 発生していても、小役に当選した場合には、「MUSASHI」や「単チェリー」を出そうとする。逆に、周知技術として認定した「ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御」(審決7頁第2段落)する場合には、引用発明では小 役に外れていることが明らかであるから、引用発明では、小役に当選している場合 に「ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御」することはあり得 ない。小役に外れていることが明らかであるので、引用発明では、周知技術として認定した「該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミン グが許容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場合」(同)でも、小役である

「MUSASHI」や「単チェリー」のリーチ目が出現する可能性は全くあり得ない。したがって、審決が周知技術として認定した「ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、その操作タイミングが所定の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御し、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミングが許容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、ボーナス図柄以外の特定種類の停止図柄の組み合わせ(リーチ目)を出現させ得るように各回転リールを停止制御すること」(同)を、引用発明に適用できる可能性は全くない。

(ウ) 相違点 2 についての判断の誤り

審決は、相違点2についての判断に当たって、引用例2、3(甲2、3)に記載された「スロットマシンにおいて、回転リールで「リーチ」あるいは「入賞を構成する絵柄の組み合わせの一部」が揃い、入賞の可能性がある場合に、当該リーチ等の表示を見逃して入賞のチャンスを逸することがないように、リールが前記リーチ等であることを判定して、遊技者へ報知する」(審決7頁最終段落~8頁第1段落3)ことが周知技術であると認定したが、当該技術的事項は、引用例2、3の2件の公報に記載されているにすぎず、周知技術ではない。また、審決は、「引用発明において、リールが、特定種類の図柄の組

(エ) 本願発明の顕著な作用効果の看過

本願発いた。 「大田ののでは、 「大田のののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでのでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田のでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田ののでは、 「大田のいでは、 「大田のいで、 「大田のいでは、 「大田のいでは、 「大田のいで、 「大田のいで、 「大田のいでは、 「大田のいでは、 「大田のいでは、 「大田のいでは、 「大田のいでは、 「大田

2 請求原因に対する認否

請求原因(1)ないし(3)の各事実はいずれも認めるが、(4)は争う。

3 被告の反論

審決の認定判断は正当であり,原告主張の取消事由は理由がない。

(1) 取消事由1 (一致点の認定の誤り) に対し

原告が主張するように、引用例1(甲1)にはCPUの内部的処理の明示 的記載はない。しかし、審決は、本件特許出願時における技術常識に照らし、引用 例1に記載されている事項から引用発明を認定するとともに、引用発明の各構成 が、本願発明の各構成とどのように対応しているかを検討しているのである。引用例1には明示的記載がないが、ストップスイッチからのストップ信号に基づいて各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段を備え、所定図柄を出現させる フラグが発生されているにもかかわらず,前記所定図柄を停止できない場合に,前 記所定図柄以外の図柄を出現させるという構成は、スロットマシンにおいて一般的 に行われている内部的な処理である。特開昭59-40883号公報(乙1。以下「乙1公報」という。),特開昭59-186580号公報(乙2。以下「乙2公 報」という。)に記載されているような一般的なスロットマシンのリールの停止制 御に関する技術からみて、ボーナス図柄等の所定図柄を出現させるフラグが発生し ている状態でストップスイッチが操作され,該フラグが発生されているにもかかわ 前記所定図柄を停止できない場合に、停止図柄の組合せとして、前記図柄以 外を出現させ得るように停止制御するということが周知技術であるといえる。さら に、周知例 1、2 (甲5, 6) の記載からみて、ボーナスフラグが発生している状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわ らず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組合せとして、特定種類の 停止図柄の組合せ(リーチ目)を出現させるように、各回転リールを停止制御する 構成とすることは、乙1公報及び乙2公報等に記載されているように、所定の図柄 を出現させるためにリールを停止制御することが技術常識であることを考慮すれば、周知技術であるといえる。引用例 1 の「リーチ目は単刀直入でわかりやすく」 ビッグボーナスが入ると「MUSASHI」が、レギュラーボーナスが入ると「単 チェリー」が出やすくなる。MUSASHIはどのラインに揃ってもリーチ目だ が、上段で揃うのは信用度が低いのではずしてある・・・。また、「MUSASH」は通常時でも揃うことがあるので、短い間隔で2~3回揃ってはじめて確実なリーチ目といえる。・・・レギュラーのリーチ目となる単チェリー・・・も通常時に出ることがあるので、やはり短時間に2~3回揃って確実といえる」(上段94)に出ることがあるので、やはり短時間に2~3回揃って確実といえる」(上段94) サシの説明)との記載から、当該引用例1には、構成についての具体的な記載はな いものの、スロットマシンにおいて「リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発 生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボー ナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合 に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせとして、特定 種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御」する 技術が開示されているといえる。したがって、リールの停止制御に関する前記周知技術を踏まえれば、引用発明は、ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッ チを操作して、ボーナス図柄を停止できない場合には、リーチ目を出現させ得るよ うにしているものであるから、当該リーチ目を出現させるために各回転リールを停 止制御するものであるといえる。そうすると、本願発明も引用発明も、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、特定種類の停止図標の組合せよりで、特定種類の停止図標の組合せなりである。 ない場合に、特定種類の停止図柄の組合せとして、特定種類の停止図柄の組合せを 出現させ得るように各回転リールを停止制御することを含むリール駆動制御手段を 有するものであるということができるから、審決の一致点の認定に誤りはない。

(2) 取消事由2 (相違点の看過)に対し 原告のいう相違点3に係る「本願発明は、「前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段と」を備え、「上記リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御し」ているとの構成は、上記(1)で述べたように、本願発明と引用発明との一致点の構成である。

したがって、審決が相違点3を認定しなかったことに誤りはない。

(3) 取消事由3 (本願発明の進歩性の判断の誤り) に対しア 原告の主張(ア) (周知技術の認定の誤り) について

周知例1,2(甲5,6)には,確かにCPUの内部的な処理の明示的記載はない。しかし,審決は,引用例1(甲1)と同様,本件特許出願時にお話したものである。乙1公報や乙2公報に記載されている事項が周知技術であるットでものの制御に関する技術を踏まえると,周知例1,2に記載のスロットマシンの制御に関する技術を踏まえると,周知例1,2に記載のスロットは、「アリの内部的な処理により、との外部から観察した現象を実現するために,CPUの内部的な処理により、との外部が定の駆動制御あるいは停止制御を行っているものであると、状態でプラスイッチが操作され,その操作タイミングが所定の許容範囲に大きない場合に、その操作タイミングが許容範囲を越え、ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御すること」が、一般的なスのを停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄のより、を停止できない場合に、停止図板の組み合わせとして、特定種類の原止の関的なのであり、を停止として記載されているものであり、審決の周知技術の認定に誤りはない。

イ 原告の主張(イ)(相違点1についての判断の誤り)について

原告の「「MUSASHI」や「単チェリー」は、小役であるので、「MUSASHI」や「単チェリー」を出すために、当該小役に当選していることが必要である」という主張や、「ボーナスフラグが発生していても、小役に当選した場合には、「MUSASHI」や「単チェリー」を出そうとする」という主張は、引用例1(甲1)の記載に基づくものではない。

ウ 原告の主張(ウ) (相違点2についての判断の誤り) について

リーチ等の入賞の可能性がある場合に報知することは、引用例2、3のほかにも、実願昭58-128412号(実開昭60-37379号)のマイクロフィルム(乙3。以下「乙3刊行物」という。)、特開平4-364872号公報(乙4。以下「乙4公報」という。)及び実願平3-66501号(実開平5-11981号)のCD-ROM(乙5。以下「乙5刊行物」という。)にも記載されており、周知技術であるといえる。

また、小役の入賞は、一般的に入賞ランプを点灯あるいは点滅して報知されるとの原告の主張は引用例1(甲1)の記載に基づくものではない。仮に、賞見用発明のスロットマシンが、原告の主張するような、小役の入賞を報知する入資を報知するとしても、「MUSASHI」がそろう図柄や「当チェリー」図柄以外にも小役図柄が存在することが一般的であって、その際には、小役図柄のうち一部(「MUSASHI」がそろう図柄や「単チェリー」図柄のうちのである。その場合、小役図柄のうちのがリーチ目を兼ねているものとするのが自然である。その場合、小役図柄のうちり、小行の報知のみを行い、小役図柄の種類をも併せて行なうように引用発明を構成することは十分想定される。その報知をも併せて行なうように引用発明を構成することは十分想定される。その報知をも併せて行なうように引用発明を構成することに大領的意義の双方での報知とにより、小役図柄の種類を報知することに技術的意義

がないとはいえないから、引用例2、3等に記載されている周知技術を引用発明に適用することに阻害要因があるとはいえない。また、引用発明は、周知例1、2に記載されているように数あるリーチ目の種類のうち、その中の一つとして小役であるものを単に採用しているにすぎない。すなわち、「リーチ目の出現」という入質の可能性に対して、引用例2、3(甲2、3)等に記載の周知技術であるところの、入賞の可能性がある所定の図柄でリールが停止したことを報知する報知手段を適用することは、引用発明も周知例1、2もスロットマシンという同一技術分野に適用するものであり、当該技術分野において、遊技に対する注意力を喚起して入賞を逸することを防止するという課題は常に存在するものであるので、阻害要因があるとはいえない。

工原告の主張(I) (本願発明の顕著な作用効果の看過)について引用例2、3 (甲2、3)、乙3刊行物、乙4公報及び乙5刊行物に記載の周知技術は、遊技者から一見して分かる「リーチ」を遊技者が単に見落とを防止するために、「リーチ」を報知しているものであり、このように、遊技経験の多少にかかわらず、えも見落とす可能性があり、またのでは、一見していれば、一手目」の多少に、一手目」のも思問においても、当業者が当ないは、「リーチ目」を報知の多のチャンスを逃す、「リーチ目」のるとは、引用発明においても、当該に、本願発明の表するために、「リーチ目」を報知によりが表別できるものである。

第5 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)(特許庁における手続の経緯),(2)(発明の内容)及び(3)(審決の内容)の各事実は、いずれも当事者間に争いがない。 2 取消事由1(一致点の認定の誤り)について
- (1) 原告は、引用例 1 は、雑誌の製品紹介にすぎず、CPUの内部的な処理が記載されていないから、本願発明の構成のうち、①「前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段」、及び②「上記リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リー
- ルを停止制御し」を備えておらず、審決の一致点の認定は誤りであると主張する。 (2)確かに、引用例1には、上記①、②に係るCPUの内部的処理について明示的な記載はない。しかし、特許法29条1項3号の「刊行物に記載された発明」は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明をいうところ、「記載されているに等しい事項」とは、記載されている事項から当該特許出願時における技術常識(当業者〔その発明の属する技術の分野におる通常の知識を有する者〕に一般的に知られている技術〔周知技術,慣用技術を含む。〕又は経験則から明らかな事項をいう。)を参酌することにより導き出せるものをいうと解されるので、審決の認定した一致点が、本件特許出願時の技術常識照らして、引用例1に記載されているに等しい事項から把握することができるかについて検討する。

ア そこで、上記①の点について検討する。

(7) 本件明細書(甲8添付)には、次の記載がある。

「【従来の技術】従来、この種のスロットマシンにおいては、外周に複数種類の図柄の表示された回転リールを横3列に並列し、各回転リールを回転することで、その表面に表示された図柄が表示部に移動表示される。そして、ストップスイッチを操作すると各回転リールが停止し、停止した回転リールに表示された図柄の組み合わせにより、遊技者に所定枚数のメダルを払い出している。また、表示部に停止表示された図柄の組合せが、予め定めた一定の図柄の組み合わせであるボーナス図柄であった場合には、遊技者にとって通常遊技よりもさらに有利なボー

ナスゲームを行わせている。そして、このスロットマシンは、ボーナス図柄を平均して出現させるため、ボーナスフラグを発生したときに、ボーナス図柄が出現するように形成されている。そして、このボーナスフラグが発生した場合には、遊技者によって操作されるストップスイッチの操作タイミングが多少ずれていたとしても、これが所定の許容範囲内にあるときには、ボーナス図柄を出現させるよう回転リールを停止制御するものが知られている。」(段落【0002】)

(イ) また、乙1公報には、次の記載がある。

a「スロットマシンは通常第1図に示すような外観を有しており、ハンドル(1)を引き3個のリール(2a), (2b), (2c)を回転せしめ、自動的または停止ボタン(3a), (3b), (3c)の押圧により3個のリールを順次停止せしめて絵柄の組合せにより所定の数のメダルを排出する。」(2頁左上欄最終段落~右上欄第1段落)

b「このようにフリーランの状態のデータが常に入力されているラッチ(9)に前記タイマ(6)からのハンドル信号が入力すると、ハンドル信号の入力時のデータに基づく乱数情報(配当テーブルメモリ(13)のアドレス情報)がラッチ(9)からの比較演算部(12)に送られる。比較演算部(12)は、絵柄の組合せおよびそれに対応する配当のテーブルがストアされている配当テーブルメモリ(13)から、乱数情報に基づくアドレスにストアされている絵柄の組合せおよび配当を読み取る。」(2頁右上欄最終段落~左下欄第2段落)

c「比較演算部(12)では前記乱数によりランダムに決定された絵柄の組合せ情報と絵柄位置検出部(20)からの現在位置情報とを比較演算し、リール停止位置情報をリール停止部(24)のダウンカウンタ(25)に出力する。リール停止位置情報は、リールを所定回数回転させたのち絵柄表示位置から所定のコマ数以内に目的とする絵柄が入ったときに出力される。」(2頁右下欄最終段落~3頁左上欄第1段落)

d「ダウンカウンタ(25)では入力されたリール停止位置情報をフォトセンサ(15b)でえられる1コマごとのカウンタ信号によりカウントダウンする。カウントダウンされた信号はコンパレータ(27)に送られ、コンパレータ(27)はその内容が零になったときタイマ(28)を介してソレノイド(29)に停止信号を送り、リールを目的とする絵柄が表示される位置で停止せしめる。」(3頁左上欄第2段落)

e「また、リールの停止をリール停止ボタン(3 a)、(3 b)、(3 c)の押圧によって行なうこともできる。そのばあい、停止ボタンの押圧により生じた信号を停止信号部(3 4)での波形成形部(3 5)で波形を成形したのち比較演算部(1 2)に停止信号を送る。停止信号が入力されると比較演算部(1 2)では前記と異なり、停止信号入力時現在の絵柄から所定コマ数内に前記乱数によって決定された絵柄があるか否かを比較し、もしその絵柄があるならその位置でリールを停止させるためのリール停止位置情報をダウンカウンタ(2 5)に出力し、もし所定コマ数内に目的とする絵柄がないときは所定のリール停止位置情報をダウンカウンタ(2 5)に出力する。したがって停止ボタンを採用するときは遊戯者の意思をも加えることができ、さらにゲーム性を高めることができる。」(3 頁左下欄第1段落~第2段落)

(ウ) また, 乙2公報には, 次の記載がある。

a「スタートレバーの操作により回転駆動される複数のリールと、これらのリールを停止させるリールストップ手段とを有するスロットマシンにおいて、前記リールの回転駆動後に、順次発生される乱数列から一つの乱数を特定するサンプリング手段と、前記特定された乱数が確率テーブル中のいかなる群に属するかを比較照合する手段と、前記比較照合の結果を入賞ランク別のリクエスト信号として出力するリクエスト発生手段と、前記リクエスト信号を評価し、前記リールのストップ位置を設定すると共に、前記リールストップ手段を制御するリールストップ制御手段とを備えたことを特徴とするスロットマシン。」(1頁左下欄の「特許請求の範囲」第1項)

b「前記リールを停止させるべく操作されるストップボタンを設け、前記リールストップ制御手段がこのストップボタンの操作信号によって起動される特許請求の範囲第1項に記載のスロットマシン。」(1頁左下欄~右下欄の同第2項)

c 「スタートレバー操作により、3つのリールが回転され、所定時間の経過後、後述するヒットリクエストの設定(入賞の有無を照合)を行なってリール

ストップのためのストップボタンの操作の有効化およびその表示のためのストップランプ(第1図中27に対応)を点灯させる。・・・ストップボタンに対応したリールが回転中、かつストップボタンが操作された場合に、そのリールをストップさせることになる。・・・すべてのリールが停止した判断が得られるとゲーム終了となり、・・・入賞判定処理、入賞の場合メダル払い出し処理がなされる。」(3頁左下欄第2段落~右下欄第1段落)

d「ゲーム開始後例えばスタートレバーの操作後の所定のタイミング信号(この時点で各リールは定常回転されることが好ましい。)により、その時点で乱数値RAM8O(第8図)に存在する乱数値をそのゲームの乱数値として決定する。こうして決定された乱数値は・・・入賞確率テーブルと照合され、大ヒットに該当する数値であれば大ヒットリクエスト信号の発生、また中ヒットに該当する数値であれば中ヒットリクエスト信号の発生というように小ヒットまでの判断、処理がなされいずれかのヒットリクエストが発生されるかあるいはヒットリクエストなしかがチェックされることになる。」(5頁左上欄最終段落~右上欄第1段落)

e「大、中、小の各ヒットの例としては、大ヒットが15枚のメダル支払いの後ボーナスゲームができるようになるもの、中ヒットが10~15枚のメダル支払い、小ヒットが2~5枚程度のメダル支払など適宜設定される。ボーナスゲームとしては、例えばメダル1枚の投入毎に1個のリールのみでゲームを実行し、その1個のリールについてある種のシンボルマークが出ればそのまま15枚のメダル支払いがなされ、このような手順で数回のゲームができるようにすることなどが考えられる。」(5頁右下欄第2段落)

f「ストップボタンが操作された時点から限られた時間内にリールを停止させ、しかも可能な限り得られたヒットリクエストに応じたシンボルマークの組み合わせでリールを停止させるようにするものである。・・・このようにシンボルマークをチェックして、すでにセットアップされたヒットリクエストに対応するシンボルマークの組み合わせを得るのに必要なシンボルマークがその5個のチェック範囲内にあればそこでリールを停止させることになる。」(6頁左下欄第2段落~右下欄)

g「各ラインでのシンボルコードの組み合わせを、入賞のシンボルコードの組み合わせと共にこれに対応した支払メダル数、またボーナスゲームの有無がメモリされている入賞シンボルテーブルと照合される。・・・さらにRAM5には得られたヒットに応じたエリア、すなわち大ヒットエリア5a、中ヒットエリア5b、小ヒットエリア5c、ヒットなしのエリア5dにフラグがセットされる。」(7頁左下欄~右下欄第1段落)

イ 次に、上記②の点について検討する。

(ア) 周知例1(甲5)には、図面とともに、次の記載がある。 a「今度は、ボーナスフラッグが成立したときについて話そう。 ボーナスフラッグが成立しないと、その絵柄はそろわない。これは当たり前。しかし、 ボーナス絵柄は、小役と違って絵柄の数が少ない。だから、ボーナスフラッグが成立しても、すぐにそろってくれる訳じゃないんだ。そこで活躍するのが、ストップ フラッグが成立したボーナス絵柄を、ストップボタンを使って狙うワ ボタンだ。 ケ。これが目押しというヤツだ。」(18頁第4段第3段落~最終段落)

b「では早速、ボーナスフラッグを判断する、いくつかの方法について 話をしよう。最も代表的なものが、ボーナス絵柄のテンパイ形である。ユニバーサ

話をしよう。最も代表的なものが、ホーナス絵柄のテンパイ形である。ユーバーケル系の機種は、特定の有効ラインに7がテンパイ(つまり、2つ並ぶ)すれば、ボーナスフラッグが成立したと判断できる。」(19頁第2段第1段落~第2段落)。「次に代表的なものが、リーチ目によるフラッグ判断方法である。前述の「ボーナスフラッグのテンパイ形」も、この仲間といえる。このリーチ目というのは、大きく2種類に分けることができる。 1つはボーナスフラッグが成立したことで、特定の小役が頻繁に出てくるもの。・・・もう1つは、7と7の代役絵をある。 柄が、有効ラインに並ぶものである。」(19頁第3段第2段落~4段第2段落)

は「そして、3番目のボーナスフラッグ判断方法は、リールのスペリに注意することだ。パチスロは機種に関係なく、フラッグが成立した絵柄をそろえたがるという特徴を持っている。そして、ストップボタンを押した瞬間にリールが止まらずに、その絵柄を出そうと、リールがすべるのだ。リールのスペリ幅は、最大で4コマというのも、頭にいれておこう。」(19頁第4段第3段落~最終段落)

e「この機種は、いずれかのボーナスフラッグが成立すると、単チェリ -の抽選確率が引き上げられ、高い確率で出現するようになる。´ つまり、単チェ リーがこの機種のリーチ目となるわけだ。・・・チェリーが中段に出てきた場合は、ほぼ間違いなくどちらかのボーナスフラッグが成立している。」(23頁「比 較4」~24頁第1段第2段落)

f「3番めに考えられるのは,ボーナスフラッグが成立し,左リールに ボーナス絵柄が出たにもかかわらず、中リールを止めたタイミングが悪く、ボーナ ス絵柄のテンパイ形ができなかった場合である。 9~15はその代表的な例で、 左リ 一ル中段のチェリー同様に、高確率のリーチ目となる。」(25頁第3段第1段

(1) また、周知例2(甲6)には、図面とともに、次の記載がある。 a「スベリとは一体、何ですか!? スベリとは、機械側が決めた役を 揃いやすくするために、ボタンを押したタイミングのズレを修正してくれる為に発 生する現象だ。とはいっても、最大スベリは約4コマなので、それ以上はスベって とだ。反対に機械側が決めていない役が揃わないように、ハズそうとするスベリも ある。実戦で確かめよう。」(61頁左中欄)

囲でボタンを押してしまった場合、前述のリーチ目は出るのですが、なかなか揃わ ないために、結果的にコインを損する場合が出てくるのです。」(61頁最下欄

「目押しは何故必要なのか?全ては損得が基準である!」の第3段落~最終段落) (ウ)以上によれば、特定の機種に限らない一般的なスロットマシンについ フラッグが成立したボーナス絵柄をストップボタンを使ってねらうこと、ボー ナスフラッグが成立しないと、その絵柄はそろわないこと(前記(ア)のa),ボーナ スフラッグが成立したことを判断する方法の一例として、特定の小役(リーチ目) が頻繁に出てくること(前記(ア)のfでは「単チェリー」が出やすくなる)が挙げら れること(前記(ア)の c), ストップボタンを押した瞬間にリールが止まらずに, ラッグが成立した絵柄を出そうとして、リールがすべること(前記(7)のf、前記(1)のa, b),スベリの範囲(最大約4コマ)より大きな範囲でボタンを押して まった場合にリーチ目が出ること(前記(イ)のb)が記載されているものと認められ

そして,上記記載によれば,一般的なスロットマシンは,ボーナスフ ラッグが成立した状態でストップボタンを使ってボーナス絵柄をねらうことによ り、ボーナス絵柄がそろうか、そろわないことになるところ、ボーナス絵柄がそろわない場合でも、ボーナスフラッグが成立していれば、特定の小役(リーチ目)が 頻繁に出てくることで、ボーナスフラッグが成立したことを判断することができるようになっていること、及び、フラグが立った状態では、スベリの範囲でボタンを押せば、フラグが立った役をそろえてくれるが、それより大きな範囲でボタンを押 した場合にリーチ目が出るものと認められ、これらの事項は、本件特許出願時の技 術常識であったと認めることができる。

また,リールの停止制御に関する上記技術常識を踏まえれば,引用発 ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチを操作して、ボーナス図 柄を停止できない場合には、リーチ目を出現させ得るようにしているものであるか ら、当該リーチ目を出現させるために各回転リールを停止制御するものであるといえる。そうすると、引用例1の「リーチ目は単刀直入で分かりやすく、ビッグボーナスが入ると、「MUSASHI」が、レギュラーボーナスが入ると、「単チェリー」が出やすくなる」との記載に接した当業者は、引用例1の「MUSASHI」 や「単チェリー」というリーチ目が本願発明の「特定種類の停止図柄の組み合わ せ」に相当することが明らかであるから、本件特許出願時の技術常識であるスロッ トマシンにおける内部的処理、及び、周知例1、2(甲5,6)に記載の技術常識に照らして、前記②の「上記リール駆動制御手段は、ボーナスフラグが発生され、 該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され,該ボーナスフラ グが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図 柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各 回転リールを停止制御し」という技術的事項を把握することができるものと認める ことができる。

ウ 以上検討したように、一般的なスロットマシンの内部的処理である①「前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段」、及び②「上記リール駆動制御手段は、・・・該ボー ナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合 に、・・・特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを 停止制御し」との構成は、いずれも本件特許出願時の技術常識を参酌すれば、引用 例1に記載されているに等しい事項から把握することができるものと認めることが できるから、審決の一致点の認定に誤りはない。 したがって、原告の取消事由1の主張は理由がない。 3 取消事由2(相違点の看過)について

(1) 原告は、本願発明は、引用発明とは、相違点3として「本願発明は、「前記ストップスイッチからのストップ信号にもとづいて、各回転リールの回転を停止させるリール駆動制御手段と」を備え、「上記リール駆動制御手段は、ボーナスフ ラグが発生され,該ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作さ れ、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとして、特定種類の停止図柄の組み合わせを出現させ得るように各回転リールを停止制御し」ているのに対し、引用発明では、そ のような構成が明らかでない点」においても相違するにもかかわらず、審決はこれ を看過した誤りがあると主張する。

(2) しかし、原告のいう相違点3に係る構成は、いずれも本件特許出願時の技 術常識を参酌すれば、引用例 1 に記載されているに等しい事項から把握することができるものと認めることができ、この点を本願発明と引用発明の一致点と認定した 審決に誤りがないことは、上記2のとおりである。

したがって、審決が原告のいう相違点3を認定しなかったことに誤りはな く、原告の取消事由2の主張は理由がない。

- 取消事由3 (本願発明の進歩性の判断の誤り) について
 - (1) 原告の主張(ア)(周知技術の認定の誤り)について

ア 原告は、周知例 1, 2は、引用例 1 (甲 1) と同様に雑誌の製品紹介に すぎず、CPUの内部的な処理が記載されていないことを理由に、審決の周知技術

の認定は誤りであると主張する。 イ 審決は、①「ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作 その操作タイミングが所定の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現さ せるように各回転リールを停止制御し、該ボーナスフラグが発生されているにもか かわらず、その操作タイミングが許容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場 合に、停止図柄の組み合わせとして、ボーナス図柄以外の特定種類の停止図柄の組 み合わせ(リーチ目)を出現させ得るように各回転リールを停止制御すること」 は、周知例1、2(甲5、6)に記載され、これは周知技術であると認定し(審決 7頁第2段落), また、②「小役とはならないボーナス図柄を構成する「7」の図柄と「7」の代役図柄との組み合わせによってリーチ目を構成すること」は、周知 例1等に記載され、これも周知技術であると認定した(同頁第3段落)ものであ る。

周知例 1, 2の記載から、一般的なスロットマシンは、ボーナスフラッグが成立した状態でストップボタンを使ってボーナス絵柄をねらうことにより、ボ プが成立した状態でストップバップを使うてホーナス絵柄をねらうことにより、ホーナス絵柄がそろうか、そろわないことになるところ、ボーナス絵柄がそろわない場合でも、ボーナスフラッグが成立していれば、特定の小役(リーチ目)が頻繁に出てくることで、ボーナスフラッグが成立したことを判断することができるようになっていること、及び、フラグがマセス状態では、スペリの範囲でボタンを押した。 ば、フラグが立った役をそろえてくれるが、それより大きな範囲でボタンを押した 場合にリーチ目が出るものと認められ、これらの事項は、本件特許出願時の技術常 識であったと認めることができることは,上記2(2)イのとおりである。したがっ て、周知例 1、2にCPUの内部的な処理が記載されていなくても、上記技術常識を踏まえると、当業者は、周知例 1、2は上記①記載の駆動制御あるいは停止制御を行っているものであることを把握することができるものと認められるから、審決 が周知例1,2に上記①の点が周知技術として記載されていると認定したことに誤 りはない。

また,周知例1(甲5)には「パチスロの役は,大きく分けて3つあ る。小役、ボーナス、集中の3つだ。・・・さあ、次はボーナスについてだ。このボーナスは3種類に分けられるから、それぞれについて説明しよう。・・・ほとん どの機種で、7がそろうと権利発生となる」(17頁第1段第2段落~最終段落) との記載があり、また、7と7の代役絵柄が、有効ラインに並ぶものがリーチ目で あることが記載されている(上記2(2)イ(7)c)のであるから、周知例1には、 「小役とはならないボーナス図柄を構成する「7」の図柄と「7」の代役図柄との 組み合わせによってリーチ目を構成すること」が記載されているということがで き、審決が周知例1を引用して上記②の点を周知技術であると認定したことにも誤 りはない。

したがって、原告の主張(ア)は理由がない。 (2) 原告の主張(イ)(相違点1についての判断の誤り)について ア 原告は、相違点1に係る構成は周知技術でないから、審決の相違点1に ついての判断は誤りであると主張する。

しかし、本願発明の相違点1に係る構成、すなわち、「ボーナスフラグ が発生した状態における各回転リールの停止制御が、本願発明では、ストップスイ ッチの操作タイミングが所定の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現させ、 該許容範囲を越えている場合に、特定種類の図柄の組み合わせを出現させている」 ことが周知技術であることは、前記(1)イのとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。 イ また、原告は、ボーナスフラグが発生している場合において、さらに小役に当選すれば引用発明の「MUSASHI」や「単チェリー」等の小役を出そう とするので、ボーナス図柄を出すためには、当該小役に当選していない必要があるところ、引用発明は、小役に当選することを前提とした発明であるのに対し、周知例1、2(甲5、6)は、小役に当選していないことを前提としており、引用発明に、周知例1、2に記載の技術的事項を適用することには阻害要因があると主張す

しかし、引用例1(甲1)には、「MUSASHI」や「単チェリー」 といったリーチ目の出現が、ボーナスフラグ成立に加えて、小役フラグの成立を条件としていることの記載がないし、仮に、ボーナスフラグ成立に加えて、小役フラグの成立を条件としているとしても、ボーナスフラグ発生の可能性を知らせるため に、リールを停止制御してリーチ目を出現させるという点では両者は変わるもので はない。そうすると、周知例 1、2に記載されている周知技術である「ボーナスフラグが発生した状態でストップスイッチが操作され、その操作タイミングが所定の許容範囲にある場合に、ボーナス図柄を出現させるように各回転リールを停止制御 し、該ボーナスフラグが発生されているにもかかわらず、その操作タイミングが許 容範囲を越え、ボーナス図柄を停止できない場合に、停止図柄の組み合わせとし て、ボーナス図柄以外の特定種類の停止図柄の組み合わせ(リーチ目)を出現させ 得るように各回転リールを停止制御する」構成を、引用発明のリーチ目を出現させ る手段として適用することに阻害要因があるとは認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。 以上検討したところによれば、審決の相違点1についての判断に誤りは ない。

(3) 原告の主張(ウ) (相違点2についての判断の誤り) について

「スロットマシンにおいて、回転リールで「リーチ」あるいは 「入賞を構成する絵柄の組み合わせの一部」が揃い、入賞の可能性がある場合に、 当該リーチ等の表示を見逃して入賞のチャンスを逸することがないように、リール が前記リーチ等であることを判定して、遊技者へ報知する」(審決7頁最終段落~8頁第1段落)との技術的事項は引用例2、3(甲2、3)に記載されているにす ぎず、周知技術ではないから、審決の相違点2についての判断は誤りであると主張

しかし,リーチ等の入賞の可能性がある場合に報知することは,引用例 2, 3のほかにも、乙3刊行物、乙4公報及び乙5刊行物にも記載されており、これを周知技術であると認定した審決に誤りはない。

また、原告は、引用発明の「リーチ目」である「MUSASHI」や 「単チェリー」は、小役であるので、メダルが払い出され、また、小役の入賞は、 一般的に入賞ランプを点灯あるいは点滅して報知されるため、小役の入賞を、入賞 ランプで報知していたのに、引用例2の「リーチランプ」を点灯させて二重に報知 することに技術的意義を見いだすことは困難であるから、引用発明に、引用例 2、 3 (甲2, 3) に記載の技術的事項を適用することには阻害要因があると主張す る。

引用例1には、リーチ目として「MUSASHI」と「単チェリー」の みが記載されていて、当該機種においてこれらの図柄のほかにも小役図柄が存在す るか否がが不明であるところ, これらの図柄のほかにも小役図柄が存在することが 一般的であり, 仮にそうでないとしても他の小役図柄を新たに設定することは当業 者にとって容易に想到し得ることであり、その際には、小役図柄のうち一部(「MUSASHI」がそろう図柄や「単チェリー」図柄)のみがリーチ目を兼ねている ものとすることができる。その場合、小役図柄のうちリーチ目を兼ねない図柄が出現したときには、入賞の報知のみを行い、小役図柄のうちリーチ目を兼ねる図柄が出現したときには、入賞の報知とともにリーチ目出現の報知をも併せて行うように引用発明を構成することができるから、この2回の報知に技術的意義がないという ことはできず,引用例2,3等に記載されている周知技術を引用発明に適用するこ とに原告主張の阻害要因があるとはいえない。むしろ,「リーチ目の出現」という 入賞の可能性に対して、引用例2、3等に記載の周知技術であるところの、入賞の 可能性がある所定の図柄でリールが停止したことを報知する報知手段を適用するこ とは、引用発明も周知例 1、2も共にスロットマシンという同一技術分野に属するものであり、当該技術分野において、遊技に対する注意力を喚起して入賞を逸することを防止するという課題は常に存在するものであるので、両者を容易に組み合わ せることができるものと認められる。

以上検討したところによれば、審決の相違点2についての判断に誤りは

ア 原告は、本願発明は、請求項2の記載からも明らかなとおり、 スフラグの発生の如何にかかわらず、遊技者にリーチ目が出現したことを報知する」ものであり、ボーナスフラグが成立した場合を前提とする引用例1~3(甲1 ~3) , 周知例 1, 2 (甲4, 5) の構成, 作用効果からは予測することができな い「確実にリーチ目の出現を報知することで、リーチ目の存在やリーチ目を記憶し ていない、比較的遊技経験の浅い遊技者に対しても、リーチ目を見逃す不利益を未 然に防止する手段として利用できるスロットマシンを提供することができる」(本 件明細書の段落【0032】)という顕著な作用効果を奏するものであると主張す る。

しかし、「確実にリーチ目の出現を報知することで、リーチ目の存在や リーチ目を記憶していない、比較的遊技経験の浅い遊技者に対しても、リーチ目を 見逃す不利益を未然に防止する手段として利用できるスロットマシンを提供するこ とができる」との作用効果は、引用発明及び周知技術に記載された一般のスロット 「リーチ目」を報知すること自体から必然的にもたらされる効果 マシンにおいて, にすぎず、当業者が当然予測できるものと認められるから、本願発明における作用 効果は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が当然予測できるものと認めら れるとした審決に誤りはない。

ウ したがって、審決に、本願発明の顕著な作用効果を看過した誤りがある ということはできない。

- (4) 以上検討したところによれば、審決に本願発明の進歩性の判断の誤りはない。
- 5 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとお り判決する。

知的財産高等裁判所 第2部

裁判長裁判官 中野哲弘

裁判官 上田卓哉